

伊勢市農業委員会 第224回 総会議事録

日 時	令和6年8月16日（金） 13時57分～14時39分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>15名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 橋本 博行</p> <p>5番 金森 克實    6番 南平 博哉    8番 中西 重喜</p> <p>9番 松野 武史    12番 森川 正弘    13番 中西 善夫</p> <p>14番 森 義孝    15番 松岡 壯次    16番 出口 勝信</p> <p>17番 中西 正夫    18番 奥野 隆史    19番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>4名</p> <p>4番 山添 久憲    7番 中山 隆文    10番 濱口 節生</p> <p>11番 澤村 元弘</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	5番 金森 克實    16番 出口 勝信
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>2. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）</p> <p>3. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第224回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>15</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、5番の金森 克實さん 16番の出口 勝信さん のご兩名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料及び地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、田が1筆409㎡、畑が2筆1,263㎡の計3筆1,672㎡でございます。</p> <p>次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移</p>

転でございます。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は、東大淀町の田 1 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 伊勢市北浜支所より西へ 250m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

2 番、こちらでも売買でございます。受人は、二見町三津の田 2 筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は二見町三津地内 三津排水機場より北西へ 60m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

なお、2 番については、農地の新規取得で新規耕作者であるため、提出された営農計画書できゅうり・キャベツ等を栽培することを確認し、事務局としては適正であると判断し、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。

議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

奥野委員

1 番について、営農計画書は出ていますか。家庭菜園程度の規模ですか。

係 長

営農計画書は、新規就農ではないのでいたしません。農協等に手伝っていただいて耕作していく予定、と聞いています。

議 長

ほかにごいませんか。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑のみ2筆の362㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請者は神久4丁目の畑1筆と、5条3番で申請している子が所有の隣接する畑3筆を使用貸借にて借り受け一体利用して、共同住宅2棟 建築面積計377.27㎡としたいとの申請にございます。申請地は神久4丁目地内 神久公民館より北へ130mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。そして本案件は、5条3番で申請している農地と一体利用することで転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

2番、申請者は上地町の畑1筆と、5条9番で申請している畑1筆を売買により譲り受け一体利用して、所有権が移転した後に、自身が経営する株式会社 藤建組に使用貸借を予定している、資材置場としたいとの申請にご

ございます。申請地は上地町地内 中楽山公民館より北東へ60mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、令和2年10月に許可を得て資材置場にする計画でしたが、他者の建物が介在していたため未着工となっていました。今般、当該建物と付随する土地を取得し、着工の目途がたったとのことですので。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、建設工事業等を営んでおり、資材置場として活用する必要があることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

議案第2号は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、1番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係

長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は12件、内訳といたしまして、田が9筆10,358㎡、畑が18筆7,579.73㎡の計27筆17,937.73㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 久邇 朝尊くに あさたかさんが、宇治館町の田4筆と畑1筆の計5筆 6,320㎡を譲り受けて、境内地にしたいとの申請でございます。申請地は宇治館町地内に点在する第2種農地でございます。本申請につきましては、渡人が相続した令和1年12月には既に植林がされていたため申述書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。事業計画として、申請地の全体に対して、約4.0㎡間隔で杉920本、桧199本を植林するなどの整備を行い、併せて境内地として管理するものです。被害防除としては、盛土等を行わず、現在の地形をほぼそのまま利用し、排水は雨水のみで自然浸透とし、周辺の宮域林と一体のものとするにより、効果的に管理することが見込まれることから、特に問題はないものと判断いたしております。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この8月13日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

2番、こちらでも売買でございます。受人である二俣町で不動産業を営む暁ハウジング 株式会社 代表取締役 岡島 和哉さんが、辻久留3丁目の畑1筆を譲り受けて、貸店舗1棟 建築面積 28.79㎡としたいとの申請でございます。申請地は辻久留3丁目地内 市営住宅万所団地より西へ10mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、平成25年に建物が建設され、受人が建物を取得して利用していましたが、転用許可が得られていないことを今般知り得た旨の始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流し、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ(3-2)をご覧ください。

3番、こちらは使用貸借でございます。子名義の神久4丁目の畑4筆を借り受けて、借人が隣接する4条1番の申請地と一体利用して、共同住宅2棟

建築面積計 377.27 m<sup>2</sup>としたいとの申請にございます。申請地は神久4丁目地内 神久公民館より北へ130mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとございます。そして本案件は、4条1番で申請している農地と一体利用することから、転用面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

4番、こちらは売買でございます。受人である大阪市北区梅田1丁目太陽光発電事業を営む株式会社ハウスプロデュース 代表取締役 廣畑 伸太郎さんが、一色町の畑4筆を譲り受けて、渡人が所有する隣接の宅地1筆も同時に譲り受け一体利用して、太陽光発電施設 設置面積457.54 m<sup>2</sup>としたいとの申請にございます。申請地は一色町地内 一色町公民館より南東へ60mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置することとございます。

次ページ（3-3）をご覧ください。

5番、こちらでも売買でございます。受人である磯町で不動産業等を営む株式会社アンジュー 代表取締役 荒木 孝行さんが磯町の畑3筆を譲り受けて、駐車場17台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より北東へ120mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで西側既設道路側溝へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、不動産の売買・仲介、賃貸及び管理等を営んでおり、隣地の所有アパート入居者用の駐車場が現に不足しており需要があり、近隣アパートも同様の状況が見受けられ、事業の必要性が認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

6番、こちらでも売買でございます。受人である東大淀町で不動産業等を営む有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清さんが村松町の田1筆を譲り受けて、建売住宅2棟 建築面積計141.60 m<sup>2</sup>とカーポート 2棟 建築面積計49.08 m<sup>2</sup>としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 おかげバス 村

松口停留所より南へ530mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は24%、排水は合併浄化槽をへて南側既設排水路へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととでございます。

次ページ（3－4）をご覧ください。

7番、こちらもお買い上げでございます。受人である東京都渋谷区恵比寿南1丁目で太陽光発電事業を営むエコ・ロハスジャパン株式会社 代表取締役 矢塚 寿昌さんが、東大淀町の山林2筆（現況・田）を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積457.55㎡としたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 新堀排水機場より東へ80mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのこととでございます。

8番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である下野町で建設業を営む株式会社西邦建設 代表取締役 西口 竜矢さんが、三重県が発注した令和6年度 高度水利機能基盤 第3416一分0001号 城田下外城田地区 高度水利機能確保基盤整備事業 坂東工区用水路その3工事を受注した関係で、上地町の田1筆を令和7年3月31日まで賃貸借により借り上げて工事用の資材置場としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 市立城田小学校より東へ390mに位置する農業振興地域内 農用地区域外の第1種農地でございます。第1種農地ですと、転用は原則不可ではございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためにおこなうもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透及び西側既設排水路へ放流し、被害防除は離隔、いわゆる隣地に対して十分な距離をとって利用することで問題はないとのこととでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この8月13日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

次ページ（3－5）をご覧ください。

9番、こちらは売買取引でございます。受人は上地町の畑1筆を譲り受けて、4条

2番の申請地と一体利用して、所有権が移転した後に、自身が経営する建設工事業等を営む株式会社 藤建組に使用貸借を予定している、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 中楽山公民館より北東へ60mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。本申請地につきましては、令和2年10月に許可を得て資材置場にする計画が、他者の建物が介在していたため未着工となっていた隣地で、建物と付随する土地を取得し、着工の目途がたったとのことです。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのこととございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、建設工事業等を営んでおり、資材置場として活用する必要性があることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

10番、こちらでも売買でございます。受人である二見町溝口で自動車販売及び修理業等を営む有限会社ムラタ 代表取締役 村田 英史さんが、二見町荘の田1筆を譲り受けて、車両置場14台分としたいとの申請にございます。申請地は二見町荘地内 国道42号 荘1交差点に隣接する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として擁壁を設置するとのこととございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。受人が隣地で経営する販売事業を拡大するため、車両置場を確保する必要があり、事業を継続するためには必要性が認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

次ページ（3-6）をご覧ください。

11番、こちらでも売買でございます。受人である小俣町湯田で不動産業を営む株式会社高橋建築 代表取締役 高橋 藤生さんが、小俣町相合の畑3筆を譲り受け、建売住宅 4棟 建築面積計347.78㎡と自動販売機置場とセットバック用地としたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 小俣町六軒屋公民館より北西へ150mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は32%、排水は東及び北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置するとのこととございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

	<p>12番、こちらも売買でございます。受人は小俣町湯田の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積111.79㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホール伊勢より南東へ10mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は31%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路内排水管へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。</p> <p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>出口委員 1番の境内地について、農地だと課税されますが、境内地になると非課税になりますよね。課税されていれば市の財源になるはずの土地の取り扱いを農業委員会で判断していいものか、一度調べておいてください。</p> <p>また、7番について、登記上は山林なので、法的には農地以外のものになりますよね。農業委員会に転用の規制の権限はありますか。</p> <p>係 長 登記地目に関わらず、現況が田や畑として利用されていれば農地法の規制の対象になります。</p> <p>出口委員 その所有者が法的根拠の中で、この土地は地目が農地ではないのになぜ転用申請が必要かと言われたときに、法的根拠を把握しているかどうか、このような事例はあるのですか。</p> <p>係 長 6月にありました。そちらも一部が農地、一部が現況農地の山林で、同じように対応しました。</p>
--	---

<p>出口委員</p>	<p>根拠さえあればいいんですけど、本来は農地ではない地目の土地なので、農業委員会は関与しないが、現況が農地なので関与するということになるのですね。また、家庭菜園はどのような扱いになるのですか。</p>
<p>日置 (農林水産課)</p>	<p>家庭菜園は、宅地の一部という取り扱いになります。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにごありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、3番と11番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係長</p>	<p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ3筆の1,462㎡でございます。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、鹿海町の畑3筆で現況は山林でございます。こちらは平成8年以前から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>日置 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は24件で、田が28筆の36,846㎡、畑が7筆の17,222㎡、計35筆の54,068㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇所有権の移転が1件で、畑のみ3筆の2,984㎡。</li> <li>◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が3件で、田のみ4筆の6,068㎡。</li> <li>◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が3件で、 田が2筆の2,945㎡、畑が2筆の7,119㎡、計4筆の10,064㎡。</li> <li>◇5年間の利用権(賃貸借権)の移転が3件で、 田が2筆の2,945㎡、畑が2筆の7,119㎡、計4筆の10,064㎡。</li> <li>◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が6件で、田のみ8筆の9,510㎡。</li> </ul>

<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が6件で、田のみ8筆の9,510㎡。  ◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で田のみ2筆の2,934㎡。  ◇10年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で田のみ2筆の2,934㎡。  以上件数は24件で、田が28筆の36,846㎡、畑が7筆の17,222㎡、計35筆の54,068㎡でございます。転貸抜きの件数は14件で、田が16筆の21,457㎡、畑が5筆の10,103㎡、計21筆の31,560㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。</p> <p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声、多数あり）</p> <p>異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p> <p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について  ……9件（説明内容記録省略）</p> <p>2. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）  ……1件（説明内容記録省略）</p>
-----------------------	---

<p>議 長</p>	<p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月29日（木） 出口 勝信 委員、中川 亜沙美 委員</li> <li>・ 8月30日（金） 南平 博哉 委員、中西 正夫 委員</li> </ul> <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第224回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_